

当該免許取得に係る申請区分及び適用法令について確認後、書類を準備し申請してください。

免許発行日は毎月15日(3月は除く)月末となります。

普通免許状の申請書類早見表(抄)

令和4年10月1日現在

申請区分	大学等の卒業(修了)をもって申請する場合		上級免許状を合		特別支援学校の免許申請する場合		特別支援学校教諭免許状を追加する場合		他教科申請		隣接校種の免許申請		現職教諭取得する場合		実習を担任する免許状を申請する場合		各種資格に取得する場合		格認定により取得する場合		保育士園児指導者免許取得する場合	
	教諭免許状	養護教諭免許状	栄養教諭免許状	教諭免許状	養護教諭免許状	栄養教諭免許状	特別支援学校教諭免許状	特別支援学校教諭免許状	教諭免許状	教諭免許状	教諭免許状	栄養教諭免許状	教諭免許状	中・高	高	教諭免許状	教諭免許状	教諭免許状	教諭免許状	幼稚園教諭免許状		
適用法令	別表第1	別表第2	別表第2の2	別表第3	別表第6	別表第6の2	別表第7	法5条の2 3項	別表第4	別表第8	附則17項	別表第5	附則9項	施行法2条	法16条	附則18項						
種類別・事由別区分	小・中・高・幼 特別支援学校	大学・短大を卒業 保健師免許状有・単位無* 保健・看護師免許状有・単位有	大学・短大等を卒業	在職年数十単位	在職年数十単位	在職年数十単位 + 管理栄養士	在職年数十単位	所有する新たな支援学校教諭免許状に追加	中・高の免許状を所有者が他教科の免許状を取得する場合	小隣接校種の免許状を所有者が取得する場合	在職年数十単位	在職年数十単位 実習の臨免を取得 一年以上の経験がある者 実業に関する学士号を有し	在職年数十単位	教育職員免許法の上欄に掲げる者の 施行法2条	幼・小・高・自立活動	在職年数十単位						
申請書類(様式)																						
申請書(1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★					
人物に関する証明書(2号)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★					
実務成績証明書(3号)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★					
実地の経験及び技術に関する証明書(4号)												○	○	○	○	○	★					
身体に関する証明書(5号)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★					
卒業(修了)証明書 (又は基礎資格を証明する「学力に関する証明書」, 「学業成績証明書」等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★					
学力に関する証明書(原本) (別表第3等において免許認定講習で修得した単位を使用する場合は単位修得証明書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★					
教員資格認定試験合格証明書 又は合格証書の写し (写しの場合は原本証明が必要)																						
教育職員免許法施行法第2条の表の上欄に掲げる要件に関する証明 (写しの場合は原本証明が必要)																						
基礎となる教員免許状の写し (表裏とも原本証明のあるもの)	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
追加しようとする特別支援学校教諭免許状原本								○														
保健師又は看護師免許状の写し (原本証明のあるもの)		○	○																			
管理栄養士又は栄養士免許証の写し (原本証明のあるもの)			○			○						○										
保育士証の写し (原本証明のあるもの)																						
介護等の体験に関する証明書 (小中、該当者のみ)	○																					
戸籍抄本	提出書類の氏名、本籍地が、申請時の氏名、本籍地と異なる場合は提出。																					
免許状返信用封筒 (返角)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
1 免許状あたりの手数料 (鹿児島県の収入証紙を申請書に貼付する)	3,300円		5,000円		5,000円		5,000円		5,000円		5,000円		5,000円		5,000円		3,300円		5,000円			

* 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目修得については「学力に関する証明書」が必要。

提出先及び問合せ先
〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県教育庁教職員課職員係
TEL099-286-5260